

## 障害年金をご存知ですか

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

傷病名によらず認定基準に該当する障害状態となった場合は受給対象となります。

※化学物質過敏症により療養中の方が日常生活に支障を来す場合も受給できる場合があります。

**対象者** (①または②に該当する方)

①初診日から1年6か月後(障害認定日)に障害年金の等級に該当した方

②障害認定日(初診日から1年6か月後)時点では障害年金の等級に該当していないが、その後症状が悪化し、障害年金の等級に該当した方

※初診日から1年6か月以上経過していれば、その後、65歳までの時点で障害年金の等級に該当しても障害年金を請求できます。

**問**千葉年金事務所 ☎043-242-6320

## 男女共同参画に理解ある事業所を紹介します

町では、町内事業所に対して皆がともに能力を十分に発揮できる環境づくりを促進しています。育児・介護休業制度の設置や、時短勤務・テレワークなどの勤務形態の多様化など、働きやすく働きがいのある職場環境を目指し、積極的な取り組みを行っている「男女共同参画推進賛同事業所」を紹介します。

詳しくは、町公式ホームページで事業所と取組内容を掲載していますので、ご覧ください。

町では引き続き男女共同参画に理解ある事業所を探していますので、ぜひ情報をお寄せください。

**問**企画空港課企画政策班

☎84-1279

町公式ホームページはこちら→



## 償却資産は申告が必要です

対象になりません。

**太陽光発電設備に係る固定資産税(土地)の課税**

償却資産とは、工場や商店などの経営や農業を営んでいる法人・個人が、その事業のために用いる機械、器具、備品などのことで、固定資産税の課税対象になります。

償却資産をお持ちの方は、令和5年1月31日(火)までに申告する必要があります。

**申告対象となる資産**

令和5年1月1日現在に所有している有形固定資産で、その減価償却資産が法人税法、所得税法の規定により損金または必要経費に算入されるもの

- ・ 構築物(門、塀、駐車場アスファルト舗装など)
- ・ 機械及び装置(ポンプ、建設工業機械など)
- ・ 船舶
- ・ 車両及び運搬具(貨車など)
- ・ 工具、器具及び備品(冷暖房機器、ロッカー、パソコンなど)

※無形固定資産(鉱業権・特許権など)及び自動車税、軽自動車税の課税対象となっている自動車は

対象となっていない自動車は

太陽光発電設備を土地に設置すると課税地目が変わり、翌年度の税額が変更される場合がありますので、設備を設置した場合はご連絡ください。

**太陽光発電設備も償却資産です**

太陽光発電設備で10キロワット以上のもの、10キロワット未満で事業用のものは、償却資産となり、固定資産税の対象になります。

**固定資産税(償却資産)の状況調査に取り組んでいます**

現在、納税者の適正な申告の確保と未申告者の解消を図り、公正な課税を行うために、償却資産の状況調査に取り組んでいます。

償却資産が未申告、または正しく申告されていない状況を把握し、今後、必要に応じて現地調査を行う予定です。ご協力をお願いします。

**問** 税務課資産税班  
☎(84)1212

## 山武郡市環境衛生組合「令和3年度決算状況」(単位:円)

歳入	
分担金及び負担金	788,000,000
使用料及び手数料	204,408,500
国庫支出金	13,394,000
財産収入	33,824,775
繰入金	0
繰越金	38,502,185
諸収入	18,743,049
組合債	119,300,000
合計	1,216,172,509

歳出	
議会費	191,152
総務費	193,441,692
衛生費	954,369,229
公債費	16,878,858
予備費	0
合計	1,164,880,931

**問**山武郡市環境衛生組合 ☎0479-86-3131